

子 子 第 766 号
令和 2 年 11 月 24 日

各市町村認可外保育施設所管課長 殿

沖縄県子ども生活福祉部
子 育 て 支 援 課 長
(公 印 省 略)

待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業）の留意事項について

みだしのことについて、下記のとおり周知いたします。

記

1. 令和 3 年 4 月 1 日以降の補助対象要件について

令和元年 11 月 11 日付け子字第 799 号により待機児童対策特別事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という）改正について通知し、市町村認可外保育施設担当者会議等においても周知を依頼してきましたが、要綱第 3 条により、新すこやか保育事業の給食費については、令和 3 年 4 月 1 日以降は要綱別表第 3 欄に定める対象経費の実支出額が同表第 2 欄(2)に定める基準額以上となる場合に補助対象となります。

ついては、本内容について当該事業の対象となる管内施設に対し、改めてご周知いただきますようお願いいたします。

(例 1) 補助対象となる場合

基準額*	1,200,000 円
給食費実支出額	1,300,000 円

左記の場合、基準額を給食費実支出額が上回っているため、補助対象となる。

(例 2) 補助対象外となる場合

基準額*	1,200,000 円
給食費実支出額	1,000,000 円

左記の場合、基準額を給食費実支出額が下回っているため、補助対象外となる。

※「要綱別表第 2 欄(2)に定める基準額」とは、《1 歳児以上：在籍児童 1 人当たり 156 円

×実施日数×実施月数（ただし、月 24 日以内とする）》及び《0 歳児：在籍児童 1 人当たり 50 円×実施日数×実施月数（ただし、月 24 日以内とする）》により算定された額の合計

2. 食材料費等の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費（無償化対象外経費）を区分けすることが必要となっています。

食材料費などが実費徴収された場合は、実費徴収額を収入額として所定の様式に計上するとともに、材料費、施設の開所日数、入所児童の年齢等に応じて徴収額を適切に設定し、入所児童に充実した給食が提供されるよう管内施設に対しご周知いただきますようお願いいたします。

なお、実費徴収の有無については、必要に応じて施設と利用者間の契約書類の確認を行うなど、適切に把握いただきますようお願いいたします。

【担当者】

沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課

認可指導班

上原（新すこやか保育事業について）

仲里（認可外保育施設全般について）

TEL：098-866-2457／FAX：098-866-2433